

大分市一般廃棄物処理手数料（一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体処理に係るもの）の改定について

大分市一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）のうち、一時的多量の廃棄物及び犬、猫等の死体を収集・運搬、処分する際は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第25条に基づき、排出者に手数料を負担していただいています。

その手数料の改定については、平成25年度の第2回大分市清掃事業審議会において、5年毎に見直しを行うことのご了承をいただいております。令和6年度末に前回の改定から5年が経過することから、見直しを実施するものです。

1 これまでの経過

- 平成 9年 4月 1日 消費税増税(3→5%)に伴う料金改定
- 平成26年 4月 1日 消費税増税(5→8%)に伴う料金改定
- 平成26年11月 1日 家庭ごみ有料化開始にあわせ料金改定
- 令和 1年10月 1日 消費税増税(8→10%)に伴う料金改定
- 令和 2年 4月 1日 廃棄物処理施設使用料の改定にあわせ料金改定(現行手数料)

2 手数料の推移

●一時的多量廃棄物処理手数料(軽貨物自動車(0.35ト積)相当量以下1回につき)

平成9年 4月1日～	平成26年 4月1日～	平成26年 11月1日～	令和1年 10月1日～	令和2年 4月1日～
1,950円	2,000円	2,140円	2,180円	1,960円

●犬、猫等の死体処理手数料(1体につき)

平成9年 4月1日～	平成26年 4月1日～	平成26年 11月1日～	令和1年 10月1日～	令和2年 4月1日～
1,020円	1,040円	530円	540円	710円

3 現行手数料算定の考え方

現行の手数料は、「収集・運搬経費」と「処分経費（廃棄物処理施設使用料）」から構成されています。

収集・運搬経費の一時的多量廃棄物処理手数料については、軽貨物自動車1台に係る収集経費相当分を算出しており、犬、猫等の死体処理手数料については、現在民間業者に収集運搬業務を委託しているため、その委託契約額等から算出しております。

また処分経費については、いずれも、廃棄物処理施設使用料から算出しており、一時的多量廃棄物処理は軽貨物自動車の積載量を、犬、猫等の死体処理については、小動物であることから1体あたりを10kg以内と想定し、それぞれを算出しております。

4 算定の考え方について（案）

	一時的多量廃棄物処理手数料	犬、猫等の死体処理手数料
算定の考え方	●収集運搬経費について、平成30～令和4年度の「一般廃棄物処理原価計算」の平均値を基にする。 ●処分経費について、平成30～令和4年度の「臨時収集（有料）の推移」の平均値を基にする。 ●収集運搬経費の値と処分経費の値を合算し、一時的多量廃棄物処理手数料とする。	●収集運搬経費について、平成30～令和4年度の委託契約金額の平均値を基にする。 ●処分経費について、廃棄物処理施設使用料の基本額を基にする。 ●収集運搬経費の値と処分経費の値を合算し、犬、猫等の死体処理手数料とする。

5 今後のスケジュール（案）

令和6年 7月以降	大分市清掃事業審議会において審議・答申
令和6年 12月	令和6年第4回大分市議会定例会へ条例改正（案）の議案を提出 ※手数料を改定する場合
令和7年 4月1日	新手数料施行 ※手数料を改定する場合

